

別 表

助成対象行為の内容	助成対象経費 の下限額	助成率	助成金の限度 額	助成金の交付 の時期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 台所の改修 ・ トイレの改修 ・ 風呂の改修 ・ 給水設備の改修 ・ 排水設備の改修 ・ 白蟻駆除 ・ その他住まいとして最低限必要な改修 (天井・床・壁など) 又は助成することが 相当と認められる 改修 (畳替え、襖・ 障子の張替え、障子 の入れ替え等簡易な 補修を除く) 	10万円	1/2	50万円	助成対象行為 完了後

※助成金は、千円未満切り捨て。